

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年度金融庁告示第百三十二号）

改正案	現行
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会社グループにおける第一号の額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会社グループにおける第一号の額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号にお</p>

<p>同じ。( ) 向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ)ニ (略)</p> <p>三)十二 (略)</p>	<p>いて同じ。( ) 向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ)ニ (略)</p> <p>三)十二 (略)</p>
---	---